

みなとも WORKS 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 Welloop が設置するみなとも WORKS(以下「事業所」という。)が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく就労継続支援 B 型事業及び就労移行支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、従業者が当該事業所の支給決定を受けた障害者(以下「利用者」という。)に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して、一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けて支援する。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって就労移行支援を提供するよう努める。
- 3 事業所は、居宅に近い環境の中で、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うことを旨とし、市町村、指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛知県条例第72号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 指定就労継続支援 B 型及び就労移行支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みなとも WORKS
- (2) 所在地 愛知県弥富市鬮浦町西前新田43番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務 1名：サービス管理責任者と兼務)
管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤兼務 1名：管理者と兼務)
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の

作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 職業指導員 1名(常勤兼務 1名)

職業指導員は、個別支援計画に基づき、生産活動の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(4) 生活支援員 3名(常勤兼務 2名、非常勤兼務 1名)

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

(5) 就労支援員 2名(常勤兼務 1名、非常勤専従 1名)

就労支援員は、個別支援計画に基づき、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援を行う。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日並びに8月13日から16日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時から午後3時までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。内訳は次の通りとする。

就労継続支援B型：14名、就労移行支援：6名

(主たる対象者)

第7条 事業所における主たる対象とする障害者は、次の通りとする。

- (1) 身体障害者(肢体不自由者)
- (2) 難病等対象者

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、弥富市、愛西市、蟹江町、飛島村、津島市及び名古屋市の地域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(指定指定就労継続支援B型及び就労移行支援の内容)

第9条 事業所が提供する就労移行支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) 生産活動の機会の提供
- (4) 実習先企業等の紹介
- (5) 施設外支援の実施

- (6) 施設外就労の実施
- (7) 前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、就労への移行に向けた求職等の支援
- (8) 就労後の職場定着のための支援
- (9) 自宅への送迎
- (10) 前各号に掲げるもののほか、就労移行支援の利用者に必要な支援

(個別支援計画の作成等)

第10条 サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画を作成する。

(訓練)

第11条 事業所は、利用者の心身の状況、その有する能力及び利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行なうものとする。

(生産活動)

第12条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行う。

(職場実習の実施)

第13条 事業所は、利用者が個別支援計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して利用者の就労に対する適性及び要望に応じた職種、実習の受入先の確保に努める。

(施設外支援)

第14条 事業所は、職場実習、求職活動等の施設外支援を実施する。

(施設外就労)

第15条 事業所は、一般就労への移行や工賃の引き上げを図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労を実施する。

(求職活動の支援の実施)

第16条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

(職場定着のための支援の実施)

第17条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(工賃の支払)

第18条 事業所は、利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払う1月当たりの工賃の平均額は3千円を下回らない額とする。また、工賃の水準を高めるよう努める。

2 事業所は、年度ごとに工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告する。

(相談及び援助)

第19条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第20条 事業所は、指定就労継続支援 B 型及び指定就労移行支援を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援 B 型及び当該指定就労移行支援に係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援 B 型及び指定就労移行支援を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第3項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適応される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受ける。

3 事業所は、指定就労継続支援 B 型及び指定就労移行支援において提供する便宜に要する費用について、利用者に説明し、同意を得た場合は、当該利用者からその支払を受けるものとする。

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けたときは、当該費用にかかる領収証を交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第21条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当施設の信用を毀損し、または当施設の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(緊急時等における対応方法)

第22条 事業所の従業者は、現に指定就労継続支援 B 型及び指定就労移行支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第23条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第24条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、虐待防止委員会の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

とする。

- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、就労移行支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。